

## 健康推進アプリ「BIWA-TEKU」利用促進のための広報動画制作業務仕様書

### 1. 委託業務の名称

健康推進アプリ「BIWA-TEKU」利用促進のための広報動画制作業務

### 2. 業務の目的

滋賀県では、若い世代を中心に健康づくりを意識しない人に向けて、楽しみながら生活習慣を改善するきっかけを提供するため、「BIWAKO スキやねん保険者協議会」が運用する健康推進アプリ「BIWA-TEKU」(以下「BIWA-TEKU」という。)の活用を促す取り組みを進めているところである。

現在、「BIWA-TEKU」の利用者数は63,000人を超えており、その半数は50歳代以上が占めている。そこで本業務では、若い世代、働き盛り世代といった健康に関心が向きづらい層をターゲットに「BIWA-TEKU」の利用を促すことを目的として、主にSNSで使用できる動画を制作する。

### 3. 契約期間

委託契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)

### 4. 委託業務の内容

業務の趣旨に基づいた映像企画を提案し、BIWAKO スキやねん保険者協議会の構成員の方々にも活用いただけるプロモーション映像を2種類以上制作すること。

#### (1) 映像の概要

テーマ	「BIWA-TEKU で、日常に『楽しさ』と『ちょっとの健康』をプラス！」 ・若い世代や働き盛り世代が興味を持ちやすいように、「健康」を全面に出すのではなく、「楽しさ」「手軽さ」「日常へのプラス」といった視点を強調。 ・堅苦しくなく、ポジティブで気軽なイメージを目指します。
構成要素(例)	以下は参考とする。 SNSでの拡散を意識し、テンポの良い構成、視覚的な面白さを重視 【導入】 ターゲット層が共感しやすい日常のシーンや、健康への漠然とした課題 【アプリの魅力提示】 楽しさや手軽さの提示、メリット・インセンティブ 【BIWA-TEKU アプリの利用シーン/関わり方の多様性】 様々な年齢層・ライフスタイルの人が利用していることを示唆
映像の尺	SNSプラットフォームの特性に合わせて、短尺でインパクトのある構成を基本とします。(15秒から30秒)

## (2) 編集会議・連絡調整

受注者は、発注者と協議し合意した企画構成に基づき、以下の業務を実施するものとする。

- ・頻度は、映像制作の進捗状況に応じて、適宜開催する。
- ・企画・構成案の確定前に初回編集会議を契約締結後速やかに行う。企画提案書の詳細化、映像のねらい、ターゲット層への訴求方法、取材・出演対象の方向性、全体スケジュール等について発注者と協議し、合意形成を図る。
- ・初稿完成時には、制作された映像の初稿を確認し、発注者からのフィードバックを詳細に聞き取り、今後の修正方針を決定する。
- ・編集会議の目的は、広報動画の企画構成やデザインの検討、取材・出演先の選定、進捗状況の報告、発注者からのフィードバックの受領、その他必要な調整を行い、動画制作の品質と方向性を確保すること。
- ・編集会議の内容は、映像のねらい、ターゲット層への訴求方法、取材(出演)対象者等について発注者と協議すること、SNS特性を考慮した動画構成、演出、表現方法について企画・提案すること、進捗状況(撮影・編集等)の報告と共有すること、編集会議までに取り扱うべきテーマや表現方法等について、受注者から積極的に企画、提案すること。
- ・編集会議の実施方法はオンライン会議を基本とし、必要に応じて対面での会議も実施する。

## (3) 映像制作(取材・出演者調整・撮影・編集・ナレーション撮り等)

受注者は、発注者と協議し合意した企画構成に基づき、以下の業務を実施するものとする。

- ・編集会議の内容に基づき、映像制作に必要な業務を行う。
- ・取材(出演)対象者に対して必要な調整(交渉や日程の調整、出演承諾書の作成等)を行い、各回の趣旨を踏まえた取材活動を行うこと。
- ・出演者の撮影や、映像に第3者が映りこむ場合は必要な肖像権処理を行うこと。
- ・映像にはナレーションやテロップの挿入、手話通訳のワイプ表示など必要な情報保障を行うこと。なお、ナレーションやテロップは「やさしい日本語」を使用すること。
- ・ターゲットである若年層・働き盛り層の視聴行動特性(短尺、視覚的インパクト、テンポの良さ)を踏まえた工夫を凝らすこと。
- ・作成した動画は長く広報として使用できるよう映像の撮影や編集に工夫すること。

## (4) サムネイル画像の制作

受注者は、制作する広報動画について、以下の要領でサムネイル画像を制作することとします。

- ・画像の比率は1280×720とし、ファイル容量を2MB以下とすること。
- ・SNS等で動画が掲載される際に、視聴者の興味を引き、再生を促すための効果的なサムネイル画像を制作すること。
- ・制作する動画ごとに複数パターン作成すること。

#### (5)実績報告および成果物

ア 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地調査することができることとする。

イ 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、業務完了後20日以内に県に県が指定する方法(大容量ファイル転送システム等)により提出すること。

(成果物一覧)

- ・完成した動画データ(SNS各プラットフォームの推奨形式に対応したデータ、オリジナルデータ等)
- ・制作したサムネイル画像データ
- ・ナレーション原稿
- ・動画制作に使用した素材データ(撮影素材、編集プロジェクトファイル等、発注者が指定するもの)
- ・その他、発注者が別途指定する成果物
- ・上記納品物は、発注者の指定する期日までに、指定された記録媒体またはオンラインストレージで納品すること。

#### (6)その他(映像校正・納品・公開等)

受注者は、本業務の遂行にあたり、以下の事項を遵守し、対応することとする。

##### ア 権利関係の処理

動画の制作に関わる全ての著作権(複製権、上映権、公衆送信権等)、肖像権、商標権、パブリシティ権、その他関連する一切の権利について、発注者への永続的かつ無償での利用許諾を得るか、権利処理を完了した状態で納品すること。

特に、動画内で使用するBGM、効果音、フォント、映像素材、写真素材、出演者(モデル、ナレーター等)の肖像については、使用許諾または契約により、発注者が動画を公開・利用する上で支障がないことを保証すること。

また、発注者が動画の権利を完全に保有する形(買い取り等)を希望する場合は、別途協議すること。

##### イ 公開・利用:

制作された動画は、発注者がSNS(Instagram, X(旧Twitter), YouTube, TikTok等)やウェブサイト、イベント等において、自由に公開・利用できるものとします。動画公開後の軽微な修正依頼(例:テロップの誤字脱字修正、文言の微調整等)については、納品後1ヶ月間は無償で対応すること。

##### ウ 守秘義務:

本業務を通じて知り得た発注者の機密情報、個人情報、未公開情報等について、業務遂行の目的以外で利用したり、第三者に開示または漏洩したりしないこと。業務完了後も同様とする。

##### エ 賠償責任

受注者の責めに帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を与えた場合、受注者はその損害を賠償する責任を負うものとします。特に、著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受注者が一切の責任を負い、発注者に損害を及ぼさないものとします。

#### 6. 実績報告等の納入場所

業務終了後、速やかに任意様式により業務の実施内容等をまとめた業務完了報告書を提出すること。

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課(大津市京町四丁目1番1号)

#### 7. 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する場所で県と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。

#### 8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。また、この契約に基づく成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる(以下「再委託」という。)ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発

生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。

- (9) 制作した広告素材については、この業務に係る契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う「BIWA-TEKU」の利用促進を目的として使用するため、そのために必要な著作権に係る手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これに係る著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (10) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。